審議会等の会議結果報告書

【担当課】　　都市計画課

|  |  |
| --- | --- |
| 会議の名称 | 茅野市都市計画審議会 |
| 開催日時 | 平成２７年９月２４日（木）午後７時００分から８時３０分 |
| 開催場所 | 茅野市役所　７階　７０１、７０２会議室 |
| 出席者 | 【審議会】宮坂孝雄委員（会長）、宮坂泰文委員、小平守委員、吉川委員、保科委員、朝倉平和委員、矢﨑敏臣委員、井上委員、丸茂岳人委員、小尾一郎委員、伊藤勝委員、宮坂武男委員、田代委員（代理高島修）、中嶋委員【事務局】柳平茅野市長（途中退席）　両角都市建設部長、細田都市計画課長、田中都市計画係長、宮坂都市計画係、保科水道課長、水道課平澤係長、 |
| 欠席者 | 　北原友委員 |
| 公開・非公開の別 | 公開 ・ 非公開 | 傍聴者の数 | ０人 |
| 議題及び会議結果 |
| 事務局（細田課長）事務局（田中係長）事務局（田中係長）柳平市長事務局（田中係長）事務局（田中係長）柳平市長　　委員柳平市長委員一同柳平市長宮坂会長柳平市長委員一同柳平市長宮坂会長矢﨑副会長柳平市長事務局（田中係長）宮坂会長宮坂会長委員一同宮坂会長事務局（田中係長）宮坂会長事務局（田中係長）宮坂会長宮坂会長事務局(田中係長)事務局（保科課長）宮坂会長朝倉委員事務局（保科課長）宮坂会長田代委員宮坂会長矢崎委員事務局（保科課長）矢崎委員事務局（保科課長）宮坂会長吉川委員事務局（保科課長）宮坂会長吉川委員事務局（保科課長）朝倉委員事務局（保科課長）宮坂会長委員一同宮坂会長事務局（細田課長）保科委員事務局（細田課長）保科委員宮坂会長 | 協議内容・発言内容（概要）１　開会都市計画課長の細田です。よろしくお願いします。本日は公私ともお忙しい中、また足元が悪い中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただ今より、茅野市都市計画審議会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます都市計画係長の田中です。よろしくお願いいたします。会議の成立についてご報告いたします。本日ご出席いただいております委員さんは、１５名でございます。委員定数１６名の半数以上の出席がございますので、茅野市都市計画審議会条例第６条第２項の規定により、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。２　委嘱書交付６月１日からの任期により、委嘱させていただきましたみなさまに、柳平市長から委嘱書の交付をさせていただきます。委員さんは、その場でお受け取りください。なお、市議会選出の委員のみなさまには、委嘱日が違うため、今年５月の審議会でお渡ししてございます。－　市長　委嘱書交付　－３　市長あいさつ　柳平市長から、ごあいさつをお願いします。みなさんこんばんは。今日は雨降りの足元の悪い中、また遅い時間、お疲れのところをご出席いただきありがとうございます。只今皆様に委員の委嘱させていただきました。都市計画ということは、ハードのまちづくりになるのかと思っています。ソフトのまちづくりは今の時代に大きな意味を持っていますが、やはりその基盤となるハードもしっかり整備していかなければ私たちの生活が成り立たない、ということも事実でございます。作る時代から維持修繕、いかにうまく使っていくかという時代の中で、都市計画を進めていく、ある意味、高度経済成長の作れ作れという時代とまた違った大変さがあります。ぜひ委員の皆さんには、それぞれの立場から茅野市の都市計画、まちづくりに対しまして、ご意見、ご提言をいただければと思います。大変な、お仕事をお願いするわけでございますけれども、ぜひ茅野市の未来のためにご尽力いただきますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。　４　自己紹介つづきまして、委員、職員自己紹介をお願いします。１番の宮坂さんからお願いします。　－　自己紹介　－つづきまして、本年６月１日からの新しい任期から、初めての審議会ですので、会長さんが決まるまでの間、柳平市長が会議の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは市長さんよろしくお願いいたします。５　会長及び副会長の選出　条例第５条第１項の規定により審議会の会長及び副会長の選出を行います。どのようにしたらいいかご意見はございますか。もしよろしければ、慣れたところで宮坂会頭さんに引き続きお願いしたいと思います。ただ今、宮坂孝雄さんとの推薦がございましたが、いかがでしょうか。賛成の方は、拍手をもって確認をお願いします。－　拍手　－それでは、委員さんの総意により宮坂孝雄さんに決定いたしました。次に、副会長さんを選出させていただきたいと思いますが、委員長になりました宮坂さんご意見ございますか。矢崎さんにお願いしたいですがよろしいですか。ただ今、矢崎敏臣さんとの推薦がございましたが、いかがでしょうか。賛成の方は、拍手をもって確認をお願いします。－　拍手　－それでは改めて宮坂会長さんにごあいさつをお願いします。また会長やるということで、みなさまにご協力をいただいてスムーズにやりたいと思います。よろしくお願いします。副会長ということでご推薦いただきましてありがとうございます。会長を補佐するとともに、できれば個人的な視点で意見をしたいと思いますので、よろしくお願いします。　それでは、これからの進行は宮坂会長さんにお願いします。ここで市長は次の公務のため退席いたしますので、ご了承いただきたいと思います。みなさん、本日は､お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。議事のスムーズな進行のため、皆様のご協力をよろしくお願いします。　　　　　６　審議会の公開についてそれでは、本日の審議会の公開または非公開についてみなさまにお諮りします。本日の案件については、審議会を非公開とするものに該当しませんので、この審議会を公開の扱いとしてよろしいでしょうか。－　異議なし　－それでは公開とします。事務局で傍聴者について報告願います。　　　現時点で傍聴者の方はおりません。７　議事録署名委員の指名つづいて、次第７の議事録署名委員の指名について事務局から説明をお願いします。　議事録の署名については、会長さんと委員さん２名の計３名ということで、２名の委員さんについては、名簿順で、１２番の小尾委員さんと、１３番の伊藤委員さんにお願いしたいと思います。会議録作成後、ご署名をいただきにお伺いしますのでよろしくお願いいたします。議事録の署名については、小尾委員、伊藤委員、よろしくお願いします。　　８　議事案件「茅野市都市計画公共下水道区域の変更について」　それでは、これより案件の審議に入ります。本日の案件について、事務局から説明をお願いします。はじめに、本日の資料でございますが、会議次第、委員名簿と本日出席しております職員名簿、先日郵送いたしました資料と、茅野市都市計画審議会条例と市町村審議会についての資料です。ご確認いただき、不足の場合はお申し出ください。　　　　本日の案件は、茅野都市計画下水道の変更案についてです。この案件は、長野県が行う変更決定と茅野市が行う変更決定の２つに分かれております。県で行う案件は、長野県知事より茅野市に意見を求められているため、茅野市長から当審議会へ諮問されています。　それでは、担当課から説明をさせていただきます。本日ご審議をいただく案件は茅野都市計画下水道の変更で２案件でございます。２案件ともに、白樺湖下水道に関係するものとなります。はじめに、白樺湖下水道の概要についてご説明いたします。白樺湖の浄化と、その周辺の自然環境の保全のため、茅野市と立科町の一部事務組合として、昭和５０年１月に白樺湖下水道組合が設立され、昭和５１年３月に白樺湖特定環境保全公共下水道として下水道法事業認可を受け、事業に着手し昭和５６年３月から白樺湖浄化センターの稼働を始め、現在まで白樺湖の水質改善に取組んでまいりました。また、昭和６３年には車山地区を下水道区域に加え現在の認可区域402haとなっております。しかし、供用開始から３４年が経過し、白樺湖浄化センターが老朽化したことにより、平成２８年４月より白樺湖浄化センターを廃止し、諏訪湖流域下水道へ編入することとなりました。現在進められている、白樺湖の下水を流域下水道に接続するための工事につきましては、県と市町により全延長約１７km（県施工約１１km上原から湯川・市町施工約６km湯川から浄化センター）において平成２１年度より工事が進められており、今年度中に竣工する予定となっています。今回、審議のお願いをしていく案件は、白樺湖特定保全公共下水道を諏訪湖流域下水道へ編入することによる、白樺湖特定環境保全公共下水道を廃止する変更（長野県知事決定）と茅野市公共下水道の排水区域の変更（茅野市決定）についてです。初めに、長野県知事決定と茅野市決定につきまして、ご説明いたします。都市計画の変更につきましては、都市計画法によりそれぞれ手続きが定められております。（１）都道府県が定める都市計画決定等の手続き（知事決定）・流域下水道・一部事務組合による公共下水道など、排水区域が二つ以上の市町村の区域にまたがるものとなります。今回は、県へ意見書を提出するため本審議会でご意見をお伺いするものです。今後の手続きにつきましては、県で変更案を縦覧後、１１月上旬に開催予定の長野県都市計画審議会に諮り都市計画決定となります。（２）市町村が定める都市計画決定等の手続き・単独公共下水道であり（特定環境保全公共下水道を含む）市町村が都市計画審議会を設置している場合（市は知事への協議、町村は知事の同意が必要）であるため、ご審議をお願いするものです。それでは、議案の説明をさせていただきます。初めに、長野県決定の案件、白樺湖特定環境保全公共下水道を廃止する変更についてです。昭和５６年度に供用開始しました、白樺湖浄化センターの老朽化に伴いこれを廃止して、諏訪湖流域下水道へ編入することによる、白樺湖特定環境保全公共下水道区域402ha及び処理場を廃止するものです。図面（A4）をご覧ください。緑で囲まれている部分が現在の白樺湖特定環境保全公共下水道の区域となります。これが廃止とする区域となります。茅野市と立科町の二つの市、町での区域がございます。この中の主な施設ですけれども、処理場が中央の下のところで、白樺湖城下センター、中継ポンプ場が白樺湖の北と南に一か所づつ、マンホール施設としまして立科町の池の平に一か所、車山地区に４か所あります。幹線については赤い線で表示してあります。面積ですが、茅野市が３３４ha、立科町が６８haとなっています。新旧対照表をご覧ください。まず排水区域、下水道管渠、ポンプ施設、処理施設が今回すべて廃止となるものです。次に茅野市決定の茅野都市計画下水道の排水区域の変更についてご説明いたします。白樺湖特定環境保全公共下水道を諏訪湖流域下水道へ編入し茅野市公共下水道の排水区域に新たに汚水・雨水とも165ha追加することによる、茅野都市計画下水道の変更です。図面（A3）をご覧ください。上部の赤い部分が、今回公共下水道に編入する部分になります。165haです。これは白樺湖周辺の茅野市分、車山地区になります。新旧対照表をご覧ください。２の排水区域ですが、雨水、汚水とも3246haを変更により、3081haに変更するものです。なお、茅野都市計画下水道の変更にあたりまして、平成２６年２月と３月に地元説明を白樺湖地区と車山地区において、それぞれ行いました。公聴会開催のため、今年７月１３日から７月３１日まで素案を閲覧に供しましたが、公述申出書の提出はございませんでした。また、茅野市決定の都市計画変更案につきましては、９月１日から２週間の縦覧をおこないましたが、本案についての縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。ご説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。　意見、ご質問がありましたら、挙手にてお願いします。　少子化の時代になって、流域下水道は処理するものがない、量が少なすぎて困っているときいた。それで今回の白樺湖をそっくり入れるということですから、実際には待っていたということだと思います。また茅野市においては蓼科地域が、一番歴史が古いにもかかわらず、事業者の権利関係とかで、取り残されているということもあるから、その計画というものも、茅野市のものとしてやるほうが、茅野市の住民のためだと思います。質問ではなくて意見です。　貴重なご意見をありがと思います。余っているというのは処理場の処理能力がということですね。今回、白樺湖がもう処理場を廃止しなければ対応できないということから、無理を言って県の流域下水道にお願いして編入させてもらうという経過もございます。余っているかどうかというのはわかりません。下水道区域についてはそういった経過で流域に入れて処理をしていただくということで、茅野市分は茅野市の下水道区域に含めていくことになります。今回、立科町については含まれませんが、立科町は立科町として流域にお願いしていただくということになっています。　立科町は立科町の公共下水道として立科町の公共下水道区域に入れることになります。　そのほかに何かございますか。　朝倉委員さんがおっしゃったことに、経過的に少し補足をさせていただきたいと思います。白樺湖の特定環境保全公共下水道につきましては、昭和５５年度に運用の開始をしていて、この白樺湖の区域については国定公園であるということから、茅野市さんと立科町さんと白樺湖周辺の観光地の特定環境の保全のために、世に先駆けて作られたものだと聞いております。その点につきましては茅野市さんの努力に感服するところでございます。昭和４８年に豊田の終末処理場が事業化しまして、共用を開始したのが昭和５４年、だいたい同時期に始まったということです。この下水道を一つにするという要因は、諏訪湖の水質保全のために、白樺湖の処理場に更なる処理能力を駆使するよりも、流域下水道に入れるほうがよろしいのではないか。朝倉委員さんのほうからもお話がありましたが、高度成長期に今の流域の処理場の中では難しいところがあったのですけれど、現在、節水が行われておりますので、流域下水道のほうで十分賄える状況となっています。　ありがとうございます。そのほかに何かございますか。　今回の編入で受益者負担というのは変わらないということでいいですか。受益者負担と下水道使用料ともに茅野市公共下水道に編入されますので、茅野市の下水道と同じ扱いになります。　使用料については茅野市のほうが高いのでそれに合わせてとなりますので、負担は多くなります。　　どのくらいかというのはまだわからないですか。　使用料によるので、一概に何％ということはわかりませんが、一番大きい方で、五割増くらいになります。　ほかに何かございませんか。　白樺下水の説明を聞いてはいますが、今日の審議会の中で、委員さんがまだ理解できない。施設を廃止した後、どういう計画があるか説明をしていただいたほうがいいのではないですか。　施設というのは処理場のことでいいですか。今回、白樺下水が公共下水に編入されますと、白樺浄化センターは停止となります。今、まだその土地をどういう風にするかという結論は出ておりません。建物の取り壊しができれば利用価値があるとは思いますが、取り壊すのに相当な金額がかかるということで未定です。その間、建物を利用して何かできないか検討をしております。たとえば、白樺下水に不明水といって、雨天時に下水管の中に雨水が流れ込んでしまうということもありますので、そういった対策のために、貯留するために使っていければと検討していますが、結論は出ていません。　そのほか何かございますか。　白樺下水ができた当時からそんな話があったようですけれども、それぞれの施設のどこから入っていくのかという確認をされると良いと思います。たぶん、下水じゃなくて雨水が入っているだろうと思います。大きな施設なので、それができるとだいぶ予算的にも助かると思います。　実際に不明水が多いということで、まず雨水がどこから入っているか、汚水桝が白樺はコンクリート製なので、その辺からの侵入も多いのかなということで、確認をしていきたいと思います。下水道の長寿命化ということで、管渠の中にカメラを入れて漏水があるかどうかというのも点検しながら整備していくと考えています。施設から雨水がつながっているんじゃないかということで、その辺もまた汚水桝等を確認するときに一緒に確認できればなと思います。　広域にいくから雨水がはいってれば困るのではないか。　早急に考えます。　ほかに何かございますか。ないということでそれでは、本案件について異議がないということでよろしいですか。それでは「異議なし」と認めましたので、その旨を茅野市長に答申します。本日予定された案件の審議が終わりました。委員のみなさまでほかに何かありますか。　なし。事務局で何かございますか。１０月１日付で移動の内示がございました。司会進行をしております田中都市計画係長が水道課のほうに移動になります。みなさんに大変お世話になりました。今度は建設課の岩崎建設係長が後任できます。また皆さんにいろいろとお世話になろうかと思いますが、よろしくお願いします。家は湖東の谷間ですけれど、集落の中にソーラーを建設するという話が上がっています。集落の中にソーラーを増やしていただきたくないのですけれど、都市計画課としては、規制をかけることはないのですか。集落内のすぐ家の横にソーラーができるということに対して、区民としても反対意見が出ています。都市計画課としても携わっている部分がございます。景観の関係がございまして、ソーラーを建設する場合は近隣のみなさんに説明をして、説明をしましたよというものをつけてもらって申請していただいています。そこらへんである程度抑止力もかかるのかなと。ただ、作ってはいけないという規制ができないものですから、周りに植栽をしてあまり見えないようにしてもらうとか、反射光の影響を少なくしてもらうとか、排水の関係をとってもらうというようなことで、近所の方と折り合いをつけてやってもらっているという状況です。時間によっては反射光が家の中に入ってくるとも聞きます。住宅地内に建設するのを規制していただけたらと思います。そのほか何かございますか。では本日予定されました案件の審議が終わりました。以上をもちまして茅野市都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。　 |

平成２７年９月２４日開催の茅野市都市計画審議会議事録に相違ないことを証するため、委員を代表してここに署名する。

茅野市都市計画審議会会長

茅野市都市計画審議会委員

茅野市都市計画審議会委員